

令和7年9月29日

スーパー「アカシヤ」の電子マネー（a-ca（エーカ））をお持ちの方へ
（還付手続きに係る債権の申出について（予定））

株式会社 NEXTINNOVATION（以下「当社」という。）が発行した電子マネー（a-ca（エーカ））をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき、当社が供託した発行保証金から還付を受けることができます。還付を希望される方は下記のとおり申出を行っていただくこととなります。なお、還付対象には株式会社アカシヤが発行した a-ca（エーカ）を含みます。

申出の予定は、以下のとおりとなりますので、お知らせします。

※ 以下の内容は、現時点での予定であり、多少変更が生じる可能性があります。正式なご案内等は、官報公示の際、改めてお知らせします。

1. 申出受付期間 令和7年10月6日（月）～同年12月5日（金）

2. 申出方法

- (1) 郵 送 近畿財務局金融監督第五課宛てに、申出書、a-ca（エーカ）カードの現物、返信用封筒（110円切手貼付、住所・氏名・郵便番号記載）をご郵送ください。（12月5日消印有効）
- (2) 持 参 近畿財務局金融監督第五課に、申出書、a-ca（エーカ）カードの現物をご持参ください。
（持参の場合で、a-ca（エーカ）の保有者以外の方が申出の手続をされる場合は、委任状が必要となります。）

＜郵送・持参先＞

〒540-8550 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館7階
近畿財務局理財部金融監督第五課 還付手続関係

※ 申出書等の様式については、10月6日（月）以降、近畿財務局ホームページからダウンロードできるほか、次の場所に備え置く予定です。

- ・大阪市：大阪市消費者センター、東淀川区役所、東淀川区役所出張所
- ・枚方市：枚方市立消費生活センター、枚方市立津田生涯学習市民センター
枚方市立菅原生涯学習市民センター
- ・西宮市：西宮市役所、西宮市消費生活センター
- ・尼崎市：尼崎市消費生活センター、尼崎市立大庄北生涯学習プラザ

3. 還付手続の今後の予定

- (1) 仮配当表の公示 令和8年1月中旬
(2) 意見聴取会の公示 令和8年1月中旬
(3) 意見聴取会の開催 令和8年2月中旬
(4) 配当表の公示 令和8年4月上旬
(5) 還付（配当）の実施 令和8年7月下旬以降

